⑩　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」で次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、農林水産省土地改良工事積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で変更契約する試行工事である。

営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事や通勤等に要する費用

⑪　本工事は、不足する建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費等）について、工事を円滑に実施するため遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これらの費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で変更契約する試行工事である。

⑫　本工事は、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）(以下「本方式」という。)の試行工事であり、以下の内容に基づき実施する。

ア　本工事では、変更契約等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む。）について合意するものとする。

イ　本方式の実施については、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予決令第79条の規定に基づいて作成する予定価格（以下「予定価格」という。）で除したもの。）を乗じて得た各金額について合意するものとする。

ウ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の試行について」(平成30年９月21日付け30農振第1860号農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の実施要領の解説について」(平成30年９月21日付け事務連絡農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知）によるものとする。

⑬　本工事は、女性も働きやすい現場環境(トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事の対象である。

⑭　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑮　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⑯　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う試行工事である。

⑰　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑬のすべての条件を満たしている単体、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体であって東海農政局長から特定建設工事共同企業体として資格認定を受けている者であること。

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東海農政局における平成31・32年度又は令和１・２年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている者のうち、「土木一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　東海農政局における「土木一式工事」に係る平成31・32年度又は令和１・２年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数(以下「客観点数」という。)が1,250点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。

なお、上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　施工実績

①　平成17年度から令和元年度（過去15年度間）において、元請として契約締結し完成・引渡しまでが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

共同企業体にあっては、構成員のすべての社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

なお、共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

②　同種工事とは、「密閉型シールドトンネル」を施工実績とし、規模は問わないものとする。

ただし、完成した農林水産省（沖縄総合事務局農林水産部所掌のものを含む。）発注工事の工事成績評定の評定点が65点未満のものを除く。

⑺　配置予定技術者

①　配置予定技術者の専任　配置予定技術者を専任で配置することが必要となる工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによる。なお、専任期間の取扱いについては、以下のとおり。

ア　現場作業については、専任を義務付ける。

ただし、請負契約が締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの間。）及び契約工期内であっても工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間は、専任を義務付けない。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（合格通知書における日付。）とする。

イ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間は、専任を義務付けない。

②　配置予定技術者の配置　配置予定技術者は、下請合計金額が40百万円以上の場合は監理技術者、40百万円未満の場合は主任技術者を配置すること。

特定建設工事共同企業体については、構成員のうち１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

③　配置予定技術者の資格　１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に配置できること。ここで同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定める者のうち、１級土木施工管理技士以外の者とする。